

都市公園内行為許可申請書

令和 年 月 日

施設管理者

新ひだか町長 様

申請者 住 所

氏 名

職 業

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名並びに事業内容）

新ひだか町都市公園条例に基づき都市公園における行為の許可を受けたいので、下記のとおり
関係図書を添えて申請します。

記

1 行為の目的

2 行為の期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 行為をする公園名

4 行為をする場所 別添図面のとおり

又は公園施設

5 行為の内容

6 行為の範囲

7 備 考

注 新ひだか町都市公園条例施行規則第2条第2項に規定する書類を添付すること。

※新ひだか町都市公園条例抜粋

(行為の許可)

第4条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより町長の許可を受けなければならない。

(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興業を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときには、当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。

4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 町長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

※新ひだか町都市公園条例施行規則抜粋

(行為の許可)

第2条 条例第4条第1項又は第3項の許可を受けようとする者は、都市公園内行為許可申請書(別記様式第1号)又は都市公園内行為許可事項変更許可申請書(別記様式第2号)を行為開始の3日前までに施設管理者に提出しなければならない。ただし、施設管理者が認めたときは、この限りでない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類(条例第4条第3項の許可の申請書にあっては、当該変更に係るものに限る。)を添付しなければならない。

(1) 位置図

(2) 事業計画書

(3) 申請者が法人の場合にあっては、定款、寄付行為又は規約、登記事項証明書及び許可申請に関する意思決定を証する書類

3 施設管理者は、前項第1項の申請により許可した場合には、別記様式第3号による許可書を申請者に交付する。